

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児をする職員を対象にした始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置の実施

<対策>

- 平成 27年 4月 ～ 対象職員の現状把握、各所属長に対し調査、シフトの検討
- 平成 28年 4月 ～ 始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置のルールの設定およびその周知

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 平成 27年 4月 ～ 全職員への認知度アンケート調査、検討開始
- 平成 28年 4月 ～ アンケート調査に基づくパンフレット、手続き方法を含めた説明会の実施による育児、産前産後休業等の諸制度および事業所関係規程の周知

目標3：短時間正社員制度の導入

<対策>

- 平成 27年 4月 ～ 短時間勤務職員の把握、各所属長に対し現状調査、検討開始
- 平成 28年 4月 ～ 育児・介護、病気等で退職後の短時間勤務職員へ短時間正社員制度の説明
- 平成 29年 4月 ～ 全職員へ短時間正社員制度の周知、制度諸問題の検討